

Parking

路外駐車場設置（変更）の届出について （手引書）

この手引書は、駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）で定められている路外駐車場の届け出について解説するものです。

令和 7 年 4 月 1 日 改正

福岡市 道路下水道局 管理部 駐車場施設課

窓口・電話相談受付時間

月・火・木・金 10:00～12:00
13:00～16:00

注）本庁舎閉庁日は除く

※水曜日は現地調査等のため受付しておりません。

この手引書において、

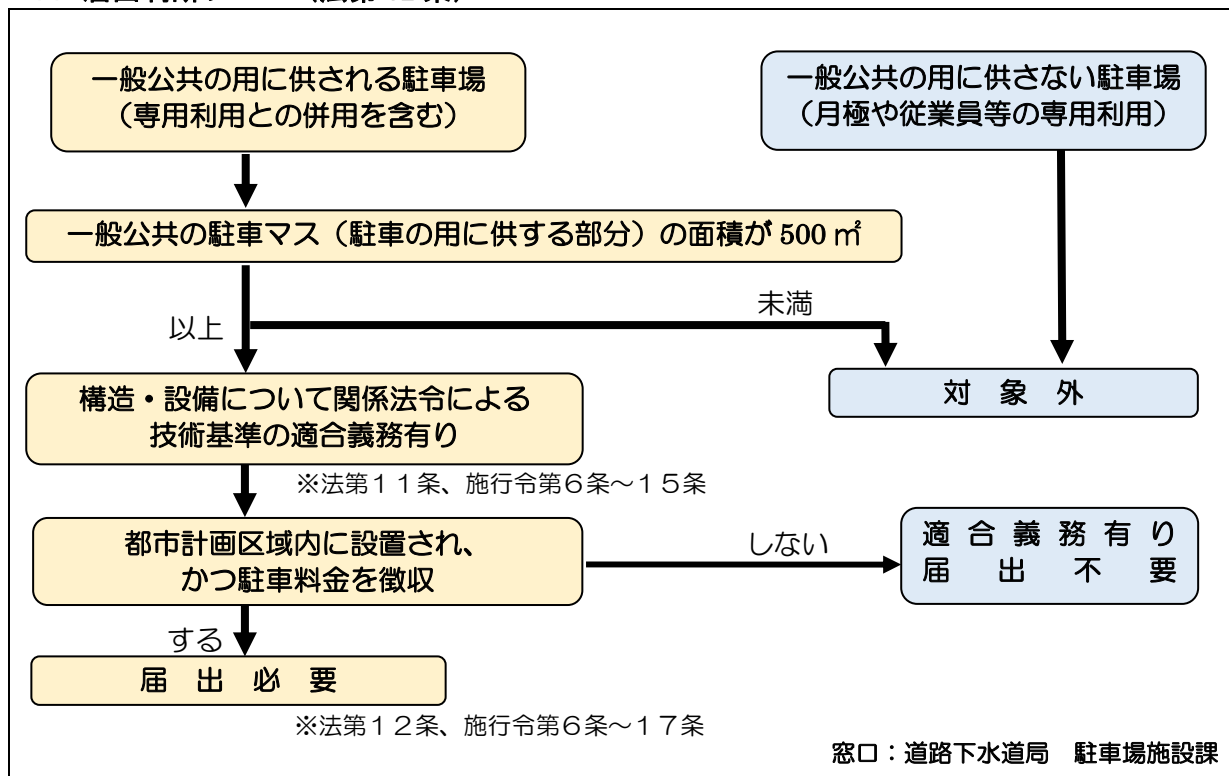
- ・法は「駐車場法（昭和 32 年 5 月 16 日 法律第 106 号）」
 - ・施行令は「駐車場法施行令（昭和 32 年 12 月 13 日 政令第 340 号）」
 - ・施行規則は「駐車場法施行規則（平成 12 年 11 月 24 日 運輸省・建設省令第 12 号）」
- をそれぞれ意味します。

目 次

■ 1 章	届出等の対象となる駐車場・・・・・・・・・・	1
1.	届出判断フロー	
2.	路外駐車場管理者の責務	
■ 2 章	届出の種類・・・・・・・・・・	2
1.	手続きの流れ	
2.	設置（変更）の届出	
3.	管理規程の届出	
4.	休止、廃止、再開の届出	
5.	変更の届出が必要な場合	
6.	検査依頼書の提出	
■ 3 章	路外駐車場の構造及び設備の基準・・・・・・・・	6
1.	自動車の出口及び入口	
2.	前面道路が2以上ある場合	
3.	出口と入口の分離	
4.	出口の視距・出入口のすみ切り	
5.	車路の構造基準	
6.	避難階段・防火区画の基準	
7.	設備の基準	
8.	供用時間等の明示	
9.	駐車マスの寸法	
10.	バリアフリー	
■ 4 章	機械式特殊駐車装置・・・・・・・・・・	14
■ 5 章	様式集・・・・・・・・・・	15
■ 6 章	様式記入例・・・・・・・・・・	34

■ 1 章 届出等の対象となる駐車場

1. 届出判断フロー（法第 12 条）



■ 「一般公共の用に供される」とは・・・

駐車場を利用する人が限定されず、一般の人が自由に利用できることをいいます。

例えば、

- ・あるビルに併設された、ビル内の事務所の従業員や事務所の来訪者用の駐車場で、それ以外の利用を認めない場合
- ・月極契約など特定の顧客の駐車のみを扱う場合

等は、「一般公共の用に供される」とは解釈されません。

■ 「一般公共の駐車のために供する部分の面積」とは・・・

一般公共の用に供する駐車マスの面積の合計をいいます。（車路等の面積は含みません。）

特殊装置（いわゆる機械式）を用いる場合における面積の算定にあたっては、垂直循環方式、水平循環方式などのように駐車のために供する部分に該当する車箱（ゲージ）、パレット（トレイ）などの面積の算定の容易なものについては、その面積によるものとし、その算定が困難なものについては、自動二輪車 1 台当たり 2.3 ㎡、小型自動車（幅 1.7 m 以下、長さ 4.7 m 以下）又は軽自動車（幅 1.48 m 以下、長さ 3.4 m 以下）のみの駐車のために供する特殊装置については、自動車 1 台当たり 1.2 ㎡、普通自動車（大型のバス、トラック等を除く）の駐車のために供することができる特殊装置については、自動車 1 台当たり 1.5 ㎡とみなして算定します。

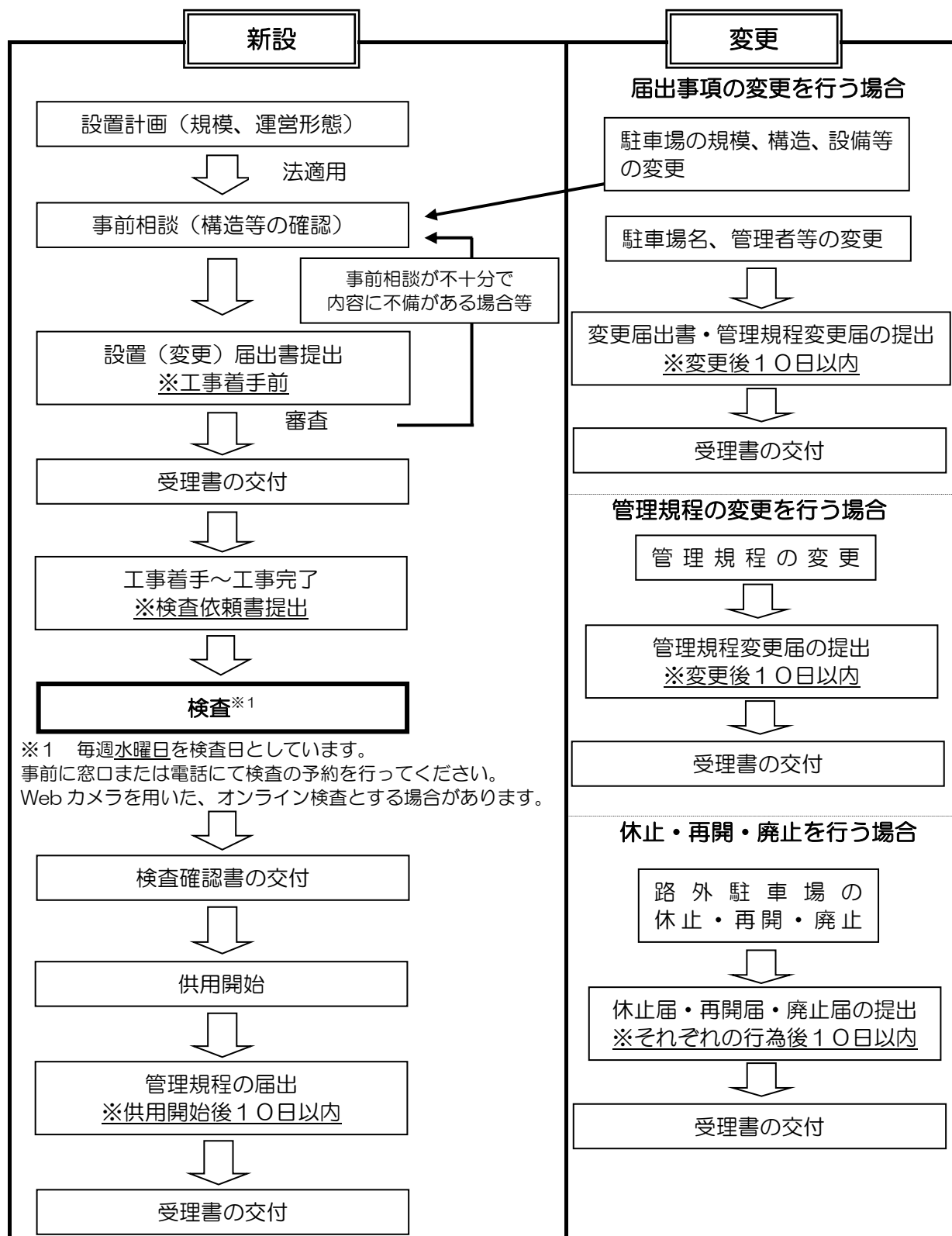
2. 路外駐車場管理者の責務（法第 15 条・16 条）

路外駐車場管理者の責務は下記のとおりです。

- （1）管理規程で定めた駐車場の供用時間内において、正当な理由のない限り、その駐車場の供用を拒んではなりません。
- （2）管理規程に従って業務を運営するとともに、その路外駐車場を本手引書 3 章、4 章の構造及び設備の基準に適合するよう維持しなければなりません。
- （3）駐車場に駐車する自動車の保管に関し、善良な管理者の注意を怠らなかったことを証明する場合を除いては、その自動車の滅失又は損傷について損害賠償の責任を免れることはできません。

■ 2章 届出の種類

1. 手続きの流れ



- 届出には、次のものがあります。
- ・ 設置（変更）の届出（P. 3－4）
 - ・ 管理規程の届出（P. 4）
 - ・ 上記それぞれの変更、休止、廃止の届出（P. 5）

駐車場を新たに設置する場合は、設置の届出と管理規定の届出が必要となります。

届出書の提出部数は1部を必須としますが、副本が必要な方は2部提出してください。

2. 設置（変更）の届出（法第12条、施行規則第1条）

（１）届出者 路外駐車場管理者

（２）届出時期 工事着手前（変更の場合は、変更前）

※基準を満たさない構造・施設については、是正工事を行う必要があります。工事の手戻り等を防ぐため、設計時にご相談ください。

（３）届出書類 以下に示す書類

名称等	建築物	平置き	備考
路外駐車場設置（変更）届出書	○	○	変更の場合は、変更箇所を赤書
位置図（縮尺 1/10,000 以上）	○	○	
敷地全体図（敷地求積図）	○	○	
路外駐車場の区域等を表示した 駐車場配置図、各階平面図 （縮尺 1/200 以上） （縮尺 1/200 以上の図面が A1/A2 サイズとなる場合は、A3 縮小版を 別途提出してください。）	○	○	車室および車路の寸法、周 辺道路および出入口の状況 等、本手引書に記載された 基準が確認できるもの ※敷地内に駐車場以外の建 築物がある場合、駐車場エ リアと駐車場外のエリアが 分かるよう色付けしてくだ さい。
面積計算書	○	○	駐車場の用に供する部分、 車室、車路の面積根拠
通行標識・路面表示、 利用案内板のサイン図 （届出時点で内容が未定の場合は、 工事完了までに提出）	○	○	利用案内板には、 駐車場名、利用料金、利用 時間、管理規程、駐車可能 な車両諸元を記載
立面図 2面以上（縮尺 1/200 以上）	○		
断面図 2面以上（縮尺 1/200 以上）	○		車路、車室の有効高さが分 かるもの
スロープ詳細図 ※平面図上に記載があれば不要で す	○		スロープの仕上げ材を記載 したもの。 （施工事例があれば、併せ て写真の提出をお願いいた します。）
ゲート詳細図	○	○	各ゲートの平面図と断面図
避難階段又はそれに代わる施設を 示したもの	○		直接地上へ通ずる出入口の ある階以外に自動車の駐車 の用に供する部分を設ける 場合
耐火構造の壁又は特定防火装置に よって区画したものを示したもの	○		給油所その他の火災の危険 のある施設を附置する場合
換気風量が計算されたもの （各階ごと） 【換気設備を設置しない場合】 立面図（東西南北の4面）に開口部 の寸法を記入したもの、開口計算書	○		
照明の照度分布が示されたもの （各階ごと（屋上を含む））	○		車路・車室の配置が分かる 平面図上にの最小照度箇所 と照度を表示

【機械式特殊駐車装置を設置する場合】 特殊装置設置計画書 大臣認定書の写し及び仕様書又は全体組み立て図	○	○	
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条に基づく特定路外駐車場設置届出書		○	建築物又は建築物に付属する駐車場以外で届出が必要な路外駐車場（公園施設を除く。）において提出が必要です。
福岡市福祉のまちづくり条例に基づく特定施設新設等事前協議書・特定施設整備項目表	協議済証の写しを提出	○	
確認申請書の写し （1面から5面まで）	○		

3. 管理規程の届出（法第13条、施行令第16条、施行規則第3・4条）

（1）届出者 路外駐車場管理者

（2）届出期限 供用開始後10日以内（変更の場合は、変更後10日以内）

（3）届出書類 以下に示す書類

新設の場合	変更の場合
路外駐車場管理規程届出書（様式）	路外駐車場管理規程変更届出書（様式）
次に掲げる事項を明記した管理規程 ・路外駐車場の名称 ・路外駐車場管理者の氏名及び住所（法人の場合は、代表者の氏名等も） ・供用時間（休業日、供用開始及び終了時刻） ・駐車料金（上限額） ・供用契約に関する事項（自動車の滅失、損傷についての損害賠償に関する事項も必要） ・駐車場の構造上駐車することのできない自動車 ・附帯業務の概要（附帯業務がある場合） ※駐車場管理規程例（P.19～23）がありますので、参考にしてください。	変更後の管理規程（全文）

4. 休止、再開、廃止の届出（法第14条）

路外駐車場の全部または一部を一定期間休止した場合、再開した場合、または廃止した場合は届出が必要になります。

- (1) 届出者 路外駐車場管理者
- (2) 届出期限 それぞれの行為後10日以内
- (3) 届出書類 路外駐車場休止届出書（様式3）
路外駐車場再開届出書（様式4）
路外駐車場廃止届出書（様式5）

5. 変更の届出が必要な場合

変更の内容	路外駐車場 設置（変更）届	管理規程 変更届	その他
管理者の変更 （名称変更を含む）	○	○	駐車場管理者が法人の場合、代表者のみの変更については届け出不要。
管理者の住所の変更	—	○	
駐車場の名称の変更	○	○	
駐車場の規模、構造、設備の変更	○	△	変更事項に係る図面等を添付。管理規程の内容に変更が生じない場合は、管理規程変更届は不要。
附帯業務の変更	○	—	
駐車料金の変更	—	○	
供用時間、供用契約、及び省令で定められた事項の変更	—	○	

6. 検査依頼書の提出

路外駐車場の工事が完了し、供用を開始するまでに設計どおり整備されていることを確認するために検査を行います。

- (1) 届出者 路外駐車場管理者
- (2) 届出期限 工事完了※～供用開始までの期間
※すべての工事が完了していない場合でも、届出に関する事項が確認できれば検査可能です。検査受検の可否については窓口へ確認してください。
- (3) 届出書類 路外駐車場検査依頼書（様式7）
検査写真台帳（様式8）
写真撮影位置、方向の分かる図面（任意様式）

■ 3章 路外駐車場の構造及び設備の基準

1. 自動車の出口及び入口（施行令第7条第1項第1号）

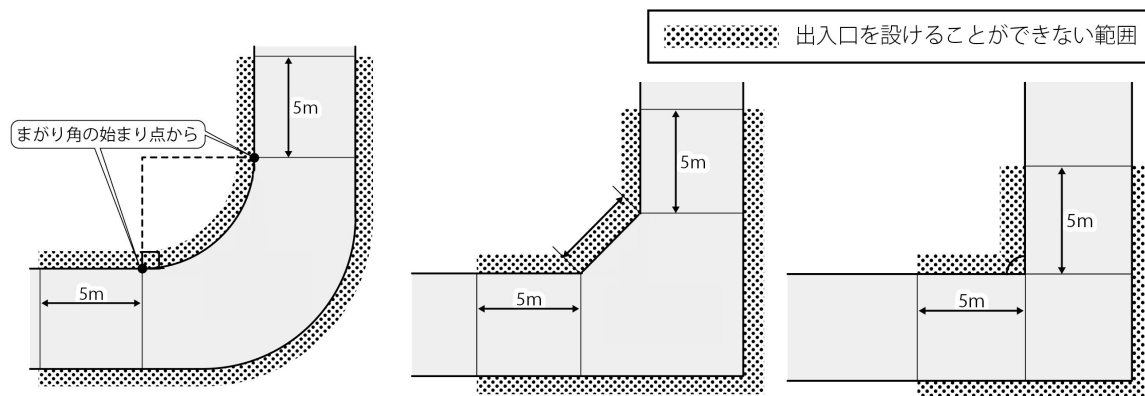
自動車の出口及び入口は、次に掲げる部分に設けてはなりません。

① 道路交通法第44条 各号に掲げる道路の部分

（交差点、まがり角に該当するかについては、交通管理者の判断によります）

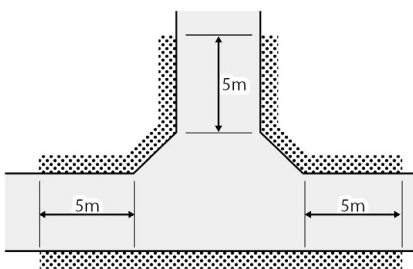
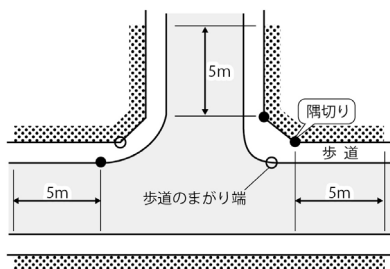
ア 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル

イ 道路のまがり角又は交差点の側端から5メートル以内の部分



＜歩道がある場合＞

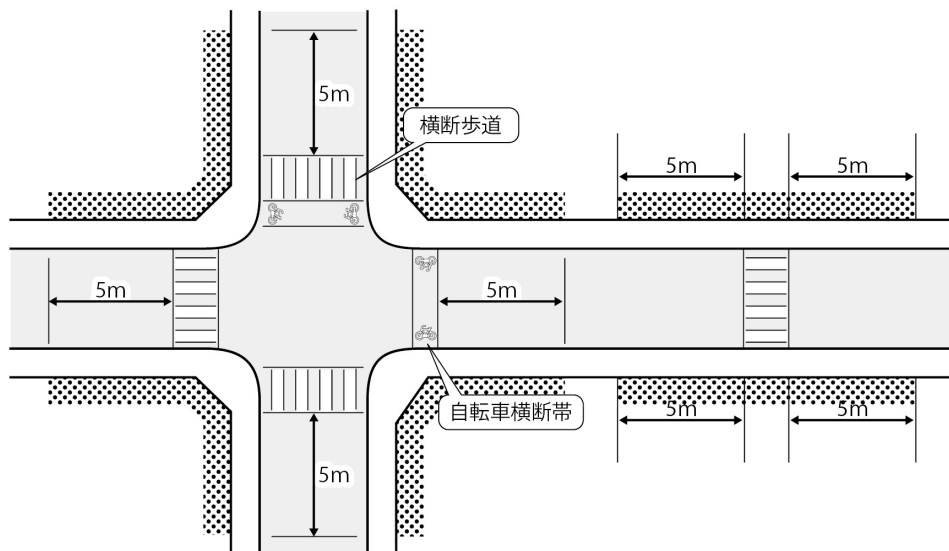
＜歩道がない場合＞



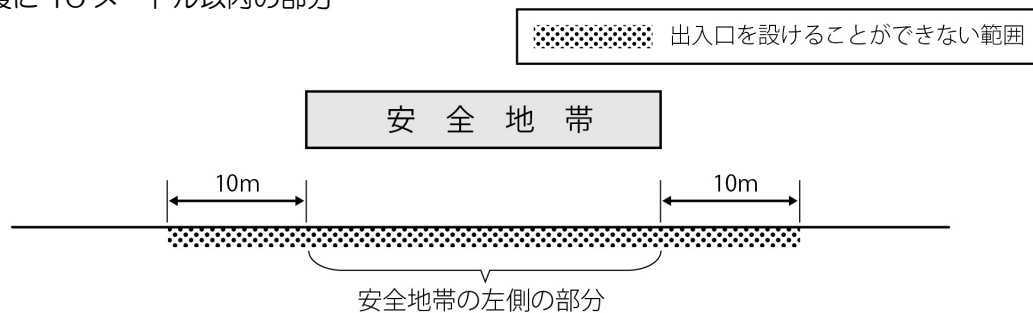
歩道のまがり端又は隅切りのいずれか外側にある方から5m

対向の歩道のまがり端又は隅切りの方が外側に来る場合については、上図右のようになるため、ご注意ください。

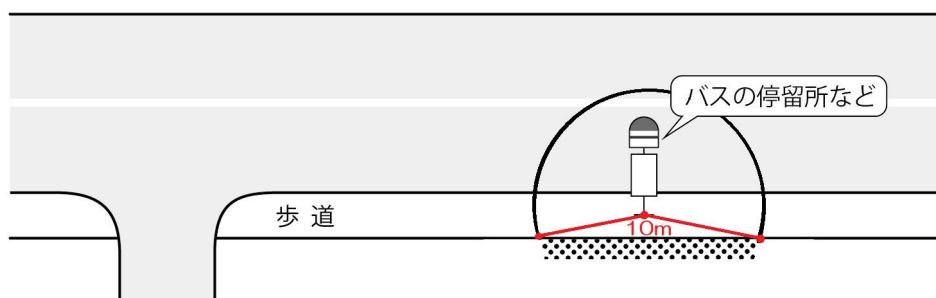
ウ 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に5メートル以内の部分



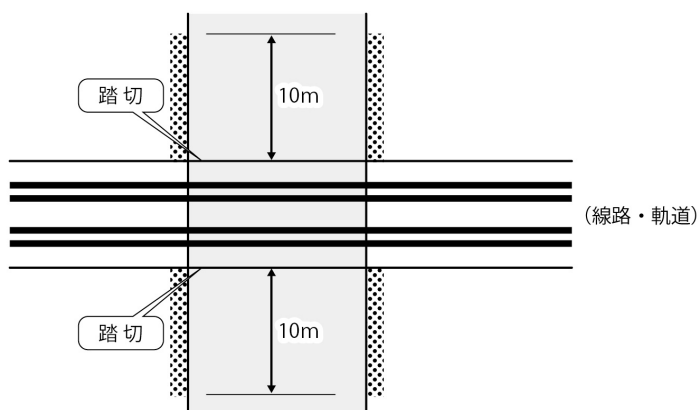
- エ 安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に 10 メートル以内の部分



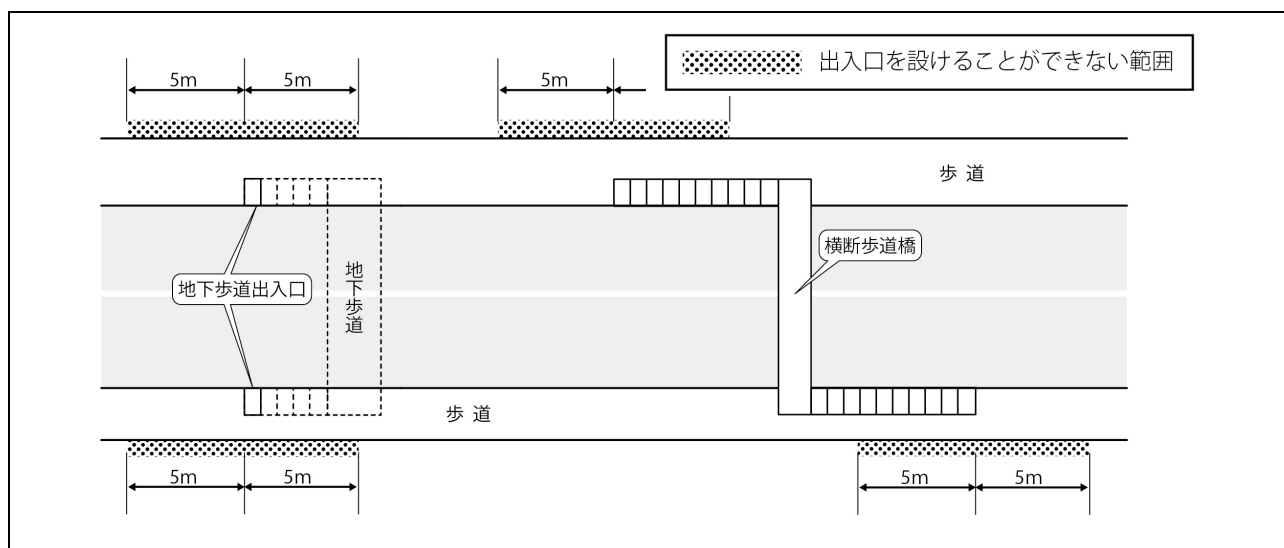
- オ 乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から 10 メートル以内の部分



- カ 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に 10 メートル以内の部分

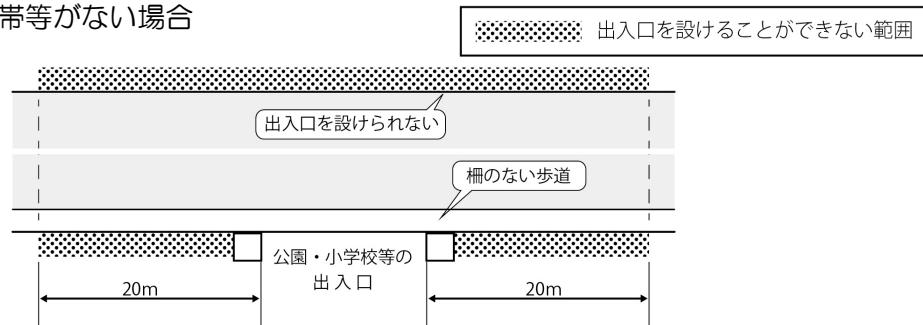


- ② 横断歩道橋（地下横断歩道、地下鉄出入口を含む。）の昇降口から 5 メートル以内の道路の部分

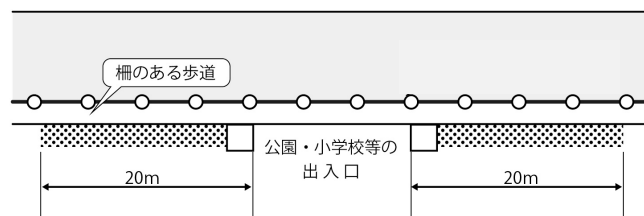


③ 幼稚園、小学校、特別支援学校、保育所、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童公園（街区公園など遊具が設置された公園含む）、児童遊園又は児童館の出入口から 20 メートル以内の部分（当該出入口に接する柵の設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又は柵その他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあっては、当該出入口の反対側及びその左右 20 メートル以内の部分を含む。）

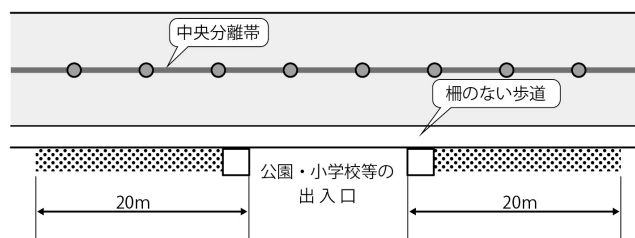
ア 柵・中央分離帯等がない場合



○上記施設の出入口に接する柵の設けられた歩道を有する場合、又は、上記施設の出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線またはこれに類する工作物により車線が方向別に分離されている場合
イ 柵の設けられた歩道を有する場合



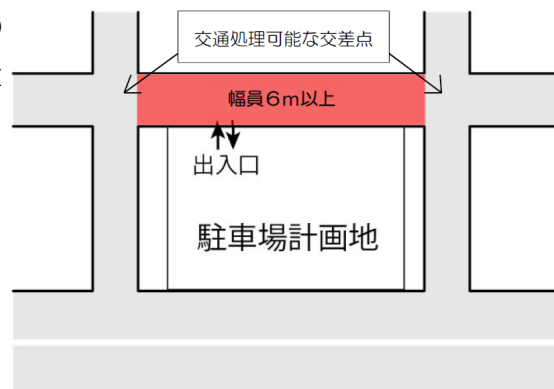
ウ 縁石線又は柵その他これに類する工作物（中央分離帯等）により車線が往復の方向別に分離されている場合



④ 橋

⑤ 幅員 6 メートル未満の道路又は縦断勾配が 10 パーセントを超える道路

交通処理の可能となる交差点から交差点までの区間の幅員が 6 メートル以上である道路に設置しなければなりません。

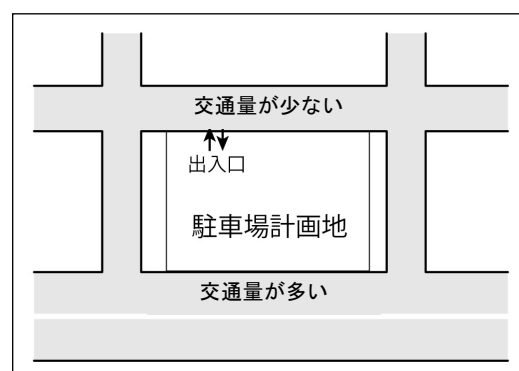


●ただし、以下の場合において、国土交通大臣が当該出口又は入口に設ける道路の円滑かつ安全な交通の確保に支障がないと認めるものについては、路外駐車場の出入口を設置することができます。（施行令第7条2項）

- I. 交差点の側端、トンネル（道路交通法第44条第1号に掲げる部分のうち、施行令第7条2項1号により定められた部分）
- II. 道路のまがり角又は交差点の側端から5メートル以内（道路交通法第44条第2号に掲げる部分）
- III. 安全地帯の左側及びそこから10メートル以内（道路交通法第44条第4号に掲げる部分）
- IV. 乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から十メートル以内の部分（当該停留所又は停留場に係る運行系統に属する乗合自動車、トロリーバス又は路面電車の運行時間中に限る。）（道路交通法第44条第5号に掲げる部分）
- V. 橋
- VI. 幅員6メートル未満の道路

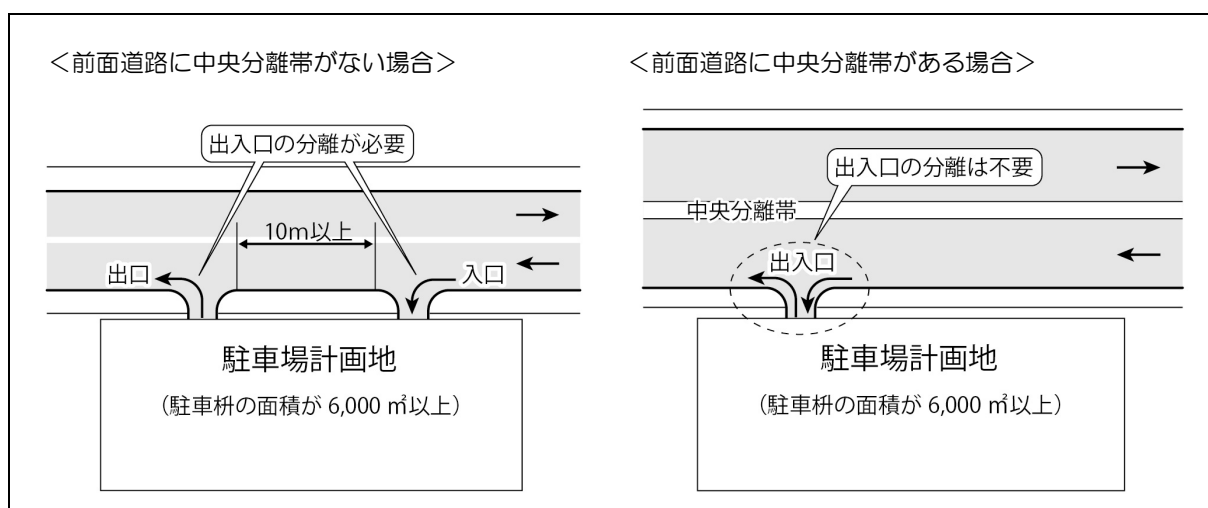
2. 前面道路が2以上ある場合（施行令第7条第1項第2号）

前面道路が2以上ある場合においては、前面道路のうち自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けてください。
（駐車場施行令第7条第1項、第2項）



3. 出口と入口の分離（施行令第7条第1項第3号）

駐車の用に供する部分の面積が6,000㎡以上の駐車場では、自動車の出口と入口とを分離した構造とし、かつそれらの間隔を道路に沿って10メートル以上としてください。

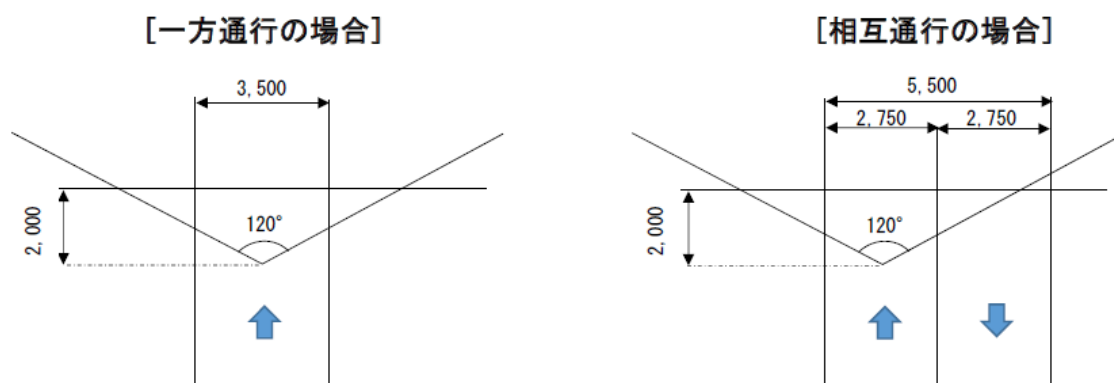


4. 出口の視距・出入口のすみ切り（施行令第7条第1項第4号・5号）

当該出口（セットバック等する場合は、セットバック後の位置を起点）から2m^{※1}後退した自動車の車路の中心線上1.4mの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かって左右にそれぞれ60°以上の範囲内において、当該道路を通行するものの存在を確認できるようにしなければなりません。

（※1 自動二輪車専用の出口である場合は1.3m）

なお、自動車の出入口において、自動車の回転を容易にするため、すみ切りを設ける場合は、切り取り線の長さは1.5m以上としなければなりません。



5. 車路の構造基準（施行令第8条第1項第1号・第2号・第3号）

自動車が円滑かつ安全に走行することができる車路とするため、適切な路面表示・サイン等の設置を行ってください。

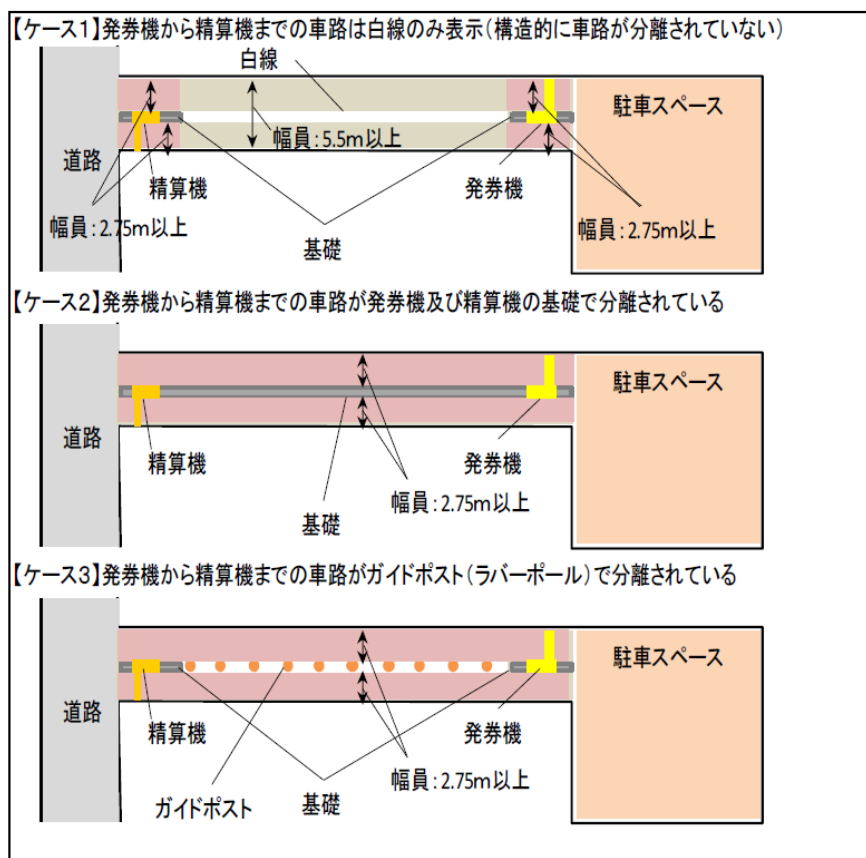
また、下記に適合する構造基準としなければなりません。

		有効幅員	建築物について		
			屈曲部の内のり半径	梁下の有効高さ	傾斜部の縦断勾配
自動車	相互通行の場合	5.5メートル以上	5.0メートル以上	2.3メートル以上 ※駐車マス部分は、2.1メートル以上	17%以下 ※傾斜部の路面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げること。
	一方通行の場合	3.5メートル以上			
	一方通行であり、車路に面して駐車料金の徴収施設が設けられており、かつ、歩行者の通行の用に供しない場合	2.75メートル以上			
自動二輪車	相互通行の場合	3.5メートル以上	3.0メートル以上	2.3メートル以上 ※駐車マス部分は、2.1メートル以上	17%以下 ※傾斜部の路面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げること。
	一方通行の場合	2.25メートル以上			
	一方通行であり、車路に面して駐車料金の徴収施設が設けられており、かつ、歩行者の通行の用に供しない場合	1.75メートル以上			

※上記、有効幅員は構造物および車室間の距離であり、車両の視線誘導を明示するための区画線等については、有効幅員内に含めても差し支えありませんが、区画線を引く際には、車両幅などを十分考慮の上、設置してください。

※内のり半径の考え方については、「駐車場配置図作成例（P.40）」を参照ください。

※一方通行であり、車路に面して駐車料金の徴収施設が設けられており、かつ、歩行者の通行の用に供しない場合の考え方（例）



（第 35 回全国駐車場政策担当者会議 駐車場関係施策に関する質問への回答等より）

6. 避難階段・防火区画の基準（施行令第10条・11条）

※建築物である路外駐車場に限ります。

①避難階段

直接地上へ通ずる出入口のある階以外に自動車の駐車のために供する部分を設けるときは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項若しくは第2項に規定する避難階段又はこれに代わる設備を設けなければなりません。

②防火区画

給油所その他の火災の危険のある施設を附置する場合においては、当該施設と当該路外駐車場とを耐火構造（建築基準法第2条7号に規定する耐火構造をいう。）の壁又は特定防火設備（建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備をいう。）によって区画しなければなりません。

7. 設備の基準（施行令第12条・13条・14条）

※建築物である路外駐車場に限ります。

①換気装置

内部の空気を床面積1平方メートルにつき毎時14立方メートル以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければなりません。ただし、窓その他の開口部を有する階でその開口部の換気に有効な部分（上空へ通じる吹き抜け面を含む）の面積が床面積の10分の1以上であるものについては、この限りではありません。

②照明装置（屋上を含む）

以下の照度を保つために必要な照明装置を設けなければなりません。

（この規定は、屋上にも適用されます。）

（1）自動車の車路の路面 10ルクス以上

（2）自動車の駐車のために供する部分の床面 2ルクス以上

③警報装置

自動車の出入及び道路交通の安全を確保するために必要な警報装置を設けなければなりません。

8. 供用時間等の明示（施行令第17条）

届出が必要な路外駐車場には、駐車場利用者の見やすい場所に駐車場の供用時間や駐車料金を明示しなければなりません。管理規程を有効なものとし、無用なトラブルを避けるためにも、駐車場入口及び場内への掲出や駐車券への印刷により駐車場利用者に管理規程を明示しておくことが望まれます。

また、駐車場の入口等には自動二輪車の駐車可否や駐車できる自動車の大きさ等について駐車場利用者に分かりやすいように明示してください。

9. 駐車マスの寸法

駐車マスの寸法については、下表を参考に設計してください。

乗用車 （幅 1.7m×長さ 4.7m以下）	幅 2.3m×奥行 5.0m以上〔道路構造令解説〕
自動二輪車	幅 1.0m×奥行 2.3m以上〔国土交通省・標準駐車場条例〕

なお、当該路外駐車場が「福岡市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」に基づく駐車施設である場合には、次のように規定されています。

一般用駐車施設	幅 2.3m×奥行 5.0m以上
車いす使用者駐車施設	幅 3.5m×奥行 5.0m以上
荷捌き車用駐車施設	幅 3.0m×奥行 7.7m以上
自動二輪車用駐車施設	幅 1.0m×奥行 2.3m以上

10. バリアフリー

「福岡市福祉のまちづくり条例」及び「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、車いす使用者用駐車施設を以下の通り設けなければなりません。

車いす使用者用駐車施設	台数	総台数の 1/100 台以上 ※端数切り上げ
	大きさ	幅 3.5m 以上
	車いす利用者用の表示	車いす使用者用である旨を、見やすい方法で表示。 (床面に車いすマークの表示、壁面や看板等にマークの表示など)
	設置場所	駐車場へ通じる出入口から車いす使用者用駐車施設に至る経路の距離が、できるだけ短くなる位置。

その他の基準については、福岡市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルをご確認ください。

URL https://www.city.fukuoka.lg.jp/hofuku/chiiki-fukushi/health/11_2.html

建築物又は建築物に付属する駐車場における、車いす使用者用駐車施設に関する事前相談・事前協議については、下記の窓口へお問い合わせください。

福岡市住宅都市局建築審査課 TEL: 092-711-4774 FAX: 092-733-5584 Email: shinsa.HUPB@city.fukuoka.lg.jp

■ 4章 機械式特殊駐車装置

- 機械式特殊駐車装置（自動車用エレベーターを含む）については、下記の要件が備えられている必要があります。

①国土交通大臣が認めた特殊装置であること。

②特殊装置と前面道路との間に奥行が当該特殊装置に収容可能な自動車の最大の長さ以上である車路に相当する空地（待機スペース）を設けていること。

※空地（待機スペース）が規定以上確保できているか確認ができるよう図面上に 5.5m × 収容可能最大寸法の枠を記入してください。多段式の機械式駐車装置等で、パレットが横に連続している場合については、各パレットに対しての待機スペースをひとまとめにした枠を記入してください。

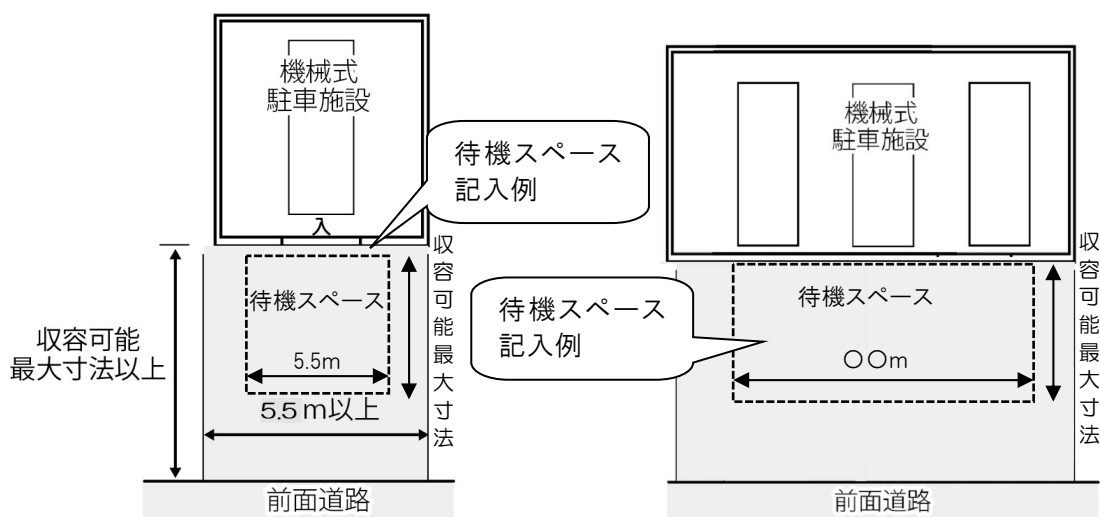
- 車いす利用者用駐車マスは平置きを原則としますが、公益社団法人立体駐車場工業会の認定による車いす利用者が利用できる特殊装置は設置可能です。

その場合、機械式特殊装置の外側に車いす使用者用駐車施設のピクトグラム（分かりやすい位置、大きさは 15cm 角程度以上を目安）を設置してください。

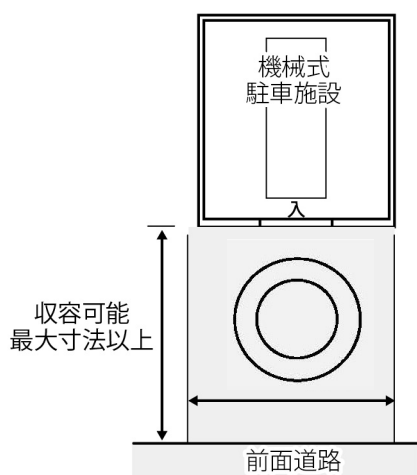
- 機械式特殊駐車装置の製品名・型式・認定番号を記載しているシールやプレートを装置本体に貼ってください。（位置は問いません）

【前面空地の大きさ】

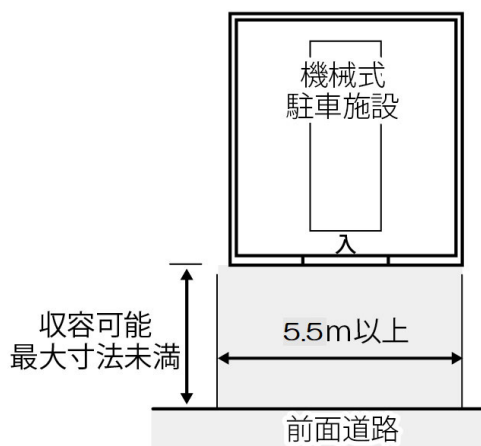
<適切な例>



<ターンテーブルを設ける場合>



<不適切な例>



■5章 様式集

<新規の申請時>

路外駐車場設置（変更）届出書	P 1 6
路外駐車場管理規程届出書	P 1 8
管理規程記載例	P 1 9
特定路外駐車場設置届出書	P 2 4
特殊装置設置計画書	P 2 5

<管理規程変更の申請時>

路外駐車場管理規程変更届出書	P 2 6
----------------	-------

<休止の申請時>

路外駐車場休止届	P 2 7
----------	-------

<再開の申請時>

路外駐車場再開届	P 2 8
----------	-------

<廃止の申請時>

路外駐車場廃止届	P 2 9
----------	-------

<工事の完了時>

路外駐車場検査依頼書	P 3 0
検査写真台帳	P 3 1

<駐車場管理者へ交付される書類>

受理書	P 3 2
検査確認書	P 3 3

年 月 日

駐車場管理者の氏名又は名称及び住所

駐車場法第12条の規定により、次のように届け出ます。

1	駐 車 場 の 名 称					
2	駐 車 場 の 位 置					
規 模	イ 駐車場の区域の面積	平方メートル				
	ロ 駐車場の用に供する部分の面積 (A+B+C+D)	平方メートル				
	3 a 建築物である部分	駐車の用に供する部分の面積 (A)	一般公共の用に供する部分	四輪車 (注) 専用	平方メートル (駐車台数 台)	
				特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
					平方メートル	
				四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車 駐車台数 台 特定自動二輪車 駐車台数 台	
				小計	平方メートル	
		それ以外の部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)		
			特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)		
				平方メートル		
			四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車 駐車台数 台 特定自動二輪車 駐車台数 台		
			小計	平方メートル		
車路等の面積 (B)		平方メートル				
b 建築物でない部分	駐車の用に供する部分の面積 (C)	一般公共の用に供する部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)		
			特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)		
				平方メートル		
			四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車 駐車台数 台 特定自動二輪車 駐車台数 台		
			小計	平方メートル		
	それ以外の部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)			
		特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)			
			平方メートル			
		四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車 駐車台数 台 特定自動二輪車 駐車台数 台			
		小計	平方メートル			
車路等の面積 (D)		平方メートル				

3	規 模	駐車の用に供する部分の面積の合計 (A+C)		一般公共の用に 供する部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
					特定自動二輪 車専用	平方メートル (駐車台数 台)
					四輪車及び特定 自動二輪車併用	平方メートル
						四輪車 駐車台数 台
					特定自動二輪車 駐車台数 台	
						小計
		それ以外の部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)		
			特定自動二輪 車専用	平方メートル (駐車台数 台)		
			四輪車及び特定 自動二輪車併用	平方メートル		
				四輪車 駐車台数 台		
			特定自動二輪車 駐車台数 台			
				小計	平方メートル	
4 構 造	イ 建築物である部分					
	ロ 建築物でない部分					
5 設 備	イ 特 殊 の 装 置	a 特殊の装置の有無				
		b 特殊の装置に係る 駐車場法施行令第 15条の規定による 認定の概要	認 定 の 番 号			
			特殊の装置の名称等			
	ロ それ以外の設備					
6 附 帯 業 務 の た め の 施 設						
7 従 業 員 概 数						
8 供 用 開 始 (予 定) 日						

(注)

道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号の自動車のうち、特定自動二輪車以外のもの。

備 考

- 一 路外駐車場変更届書にあっては、変更しようとする事項を朱記すること。
- 二 3のロ欄の「駐車場の用に供する部分の面積」欄においては、駐車の用に供する部分、車路、料金徴収施設、操車場所、乗降場その他の駐車場のため必要な施設の総面積について記載すること。
- 三 3のロのa欄及びb欄の「駐車の用に供する部分の面積」欄の「それ以外の部分」欄においては、月ぎめ契約等により特定の顧客の駐車の用に供する部分等一般公共の用に供する部分以外の部分の面積を記載すること。
- 四 3のロのa欄及びb欄の「車路等の面積」欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車の用に供する部分を除いた部分の面積を記載すること。
- 五 4のイ欄においては、建築物の階数、建築面積、構造上の種別（木造、耐火構造等の別）及び避難階段の数を記載すること。なお、大建築物の一部にある路外駐車場にあっては、その旨を記載すること。
- 六 4のロ欄においては、車路及び駐車の用に供する部分のみについて記載すること。
- 七 5のイのa欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 八 5のイのb欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る駐車場法施行令第15条の規定による建設大臣の認定の番号を記載すること。
- 九 5のイのb欄の「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称（商品名）、製造者名を記載すること。
- 十 5のロ欄においては、特殊の装置以外の換気装置、照明装置、警報装置その他の設備の概要を記載すること。
- 十一 6欄においては、路外駐車場の業務に附帯して行う業務のための施設の概要を記載すること。

路 外 駐 車 場 管 理 規 程 届 出 書

年 月 日

(宛先) 福岡市長

住 所

(電 話)

氏名又は名称

代 表 者

駐車場法第13条の規定により、別紙のとおり路外駐車場管理規程を届け出ます。

路 外 駐 車 場 管 理 規 程 (例)

1. 駐車場の名称および所在地
*** 駐車場
所在地 ○○市○○区○丁目○番○号
2. 駐車場管理者
 - (1) 所在地
 - (2) 名称
 - (3) 電話
 - (4) 代表者

- 第1章 総則（第1条－第6条）
第2章 利用（第7条－第13条）
第3章 駐車料金及び算定等（第14条－第17条）
第4章 引取りのない車両の措置（第18条－第21条）
第5章 保管責任及び損害賠償（第22条－第26条）
第6章 雑則（第27条）

第1章 総則 (通則)

第1条 本駐車場（以下「駐車場」という。）の利用に関する事項は、この規程による。
(契約の成立)

第2条 駐車場の利用者（以下「利用者」という。）は、この規程を承認のうえ駐車場を利用するものとする。

(営業時間)

第3条 駐車場の営業時間は、毎日○時から○時までとする。

(時間制利用の利用期間)

第4条 駐車場の1回の利用（定期駐車券による利用を除く。）は、駐車券を受け取った日から起算して7日目の営業時間終了時までを限度とする。ただし、やむを得ない場合には、駐車場管理者（以下「管理者」という。）の判断によりこれを延長することができる。

(営業休止等)

第5条 管理者は、次の場合には駐車場の全部又は一部について、営業休止、駐車場の隔絶、車路の通行止及び車両の退避（以下「営業休止等」という。）を行うことができる。

- (1) 自然災害、火災、浸水、爆発、施設又は器物の損壊、その他これ等に準ずる事故が発生し又は発生するおそれがあると認められる場合
- (2) 保安上営業の継続が適当でないと認められる場合
- (3) 工事清掃又は消毒を行うため必要があると認められる場合

(駐車できる車両)

第6条 駐車場に駐車することのできる車両（自動二輪を含む。以下同じ。）は、積載物又は取付物を含めて長さ○.○m、幅○.○m、高さ○.○m及び重量○tを超えないものに限る。

第2章 利用

(駐車場の入出等)

第7条 車両が入庫するときは、入口管理事務所において駐車券の交付を受け、係員の指示する駐車位置に入庫するものとする。

2 車両が出庫するときは、出口管理事務所において係員に駐車券を返納し、駐車料金を納付し、出庫するものとする。

3 定期駐車券による利用者（以下「定期駐車券利用者」という。）は、定期駐車券の確認を受けた後入庫するものとする。

4 駐車場の管理上必要があるときは、出入口の一部を閉鎖することができる。

(駐車位置の変更)

第8条 管理者は、駐車場の管理上必要があるときは、駐車位置を変更させることができる。

(駐車場内の通行)

第9条 利用者は、駐車場内の車両通行に関しては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 徐行すること。
- (2) 追い越しをしないこと。
- (3) 出庫する車両の通行を優先すること。
- (4) 警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること。
- (5) 標識、信号機の表示又は係員の指示に従うこと。

(遵守事項)

第10条 前条に掲げるものの他、利用者は駐車場において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 所定の位置以外で喫煙したり、火器を使用しないこと。
- (2) 紙屑、ぼろ切れ、吸殻等のごみは各所定の容器に入れること。
- (3) 他の利用者の駐車位置、事務室、機械室、電気室、倉庫等の中みにだりに立ち入らないこと。
- (4) 運転者は控室において飲酒、賭け事、騒音を発する行為等をしないこと。
- (5) 場内において宿泊しないこと。
- (6) 車両を洗浄し、修理する場合は所定の場所において行うこと。
- (7) 場内の施設、器物、他の車両及びその取付物等に損傷を与えたり、事故が発生したときは直ちに係員に届け出ること。
- (8) 駐車中は必ずエンジンを停止し、車両から離れるときは窓を閉め、ドア及びトランクは施錠して盗難防止に努めること。
- (9) 場内では営業、演説、宣伝、募金、署名運動等の行為は絶対にしないこと。
- (10) その他業務又は他の利用者に迷惑となる行為をしないこと。

(入庫拒否)

第11条 管理者は、駐車場が満車である場合は受付を停止するほか、次の場合には駐車を断り、又は車両を退去させることができる。

- (1) 駐車場の施設、器物、他の車両、その積載物や取付物を損傷したり汚すおそれがあるとき。
- (2) 引火物、爆発物その他の危険物を積載したり取り付けているとき。
- (3) 著しい騒音や臭気を発するとき。
- (4) 非衛生的なものを積載したり、取り付けているとき、または液汁をだしたり、こぼすおそれがあるとき。
- (5) その他駐車場の管理上支障があるとき。

(出庫拒否)

第12条 管理者は、次の場合には駐車した車両の出庫を拒否することができる。

- (1) 利用者が正当な理由なく駐車券を返納しないとき。
- (2) 利用者が出庫する場合に所定額の現金を納付しないとき、又は定期駐車券を示提しないとき。

(事故に対する措置)

第13条 管理者は、駐車場において事故が発生し又は発生するおそれがある時は、車両の移動その他必要な措置を講ずることができる。

第3章 駐車料金及び算定等

(時間制駐車料金)

第14条 時間制駐車料金は、車両1台につき次の表の額を上限とし、当該額以下で管理者が定めるものとする。

時間区分	料金の額（上限額）
普通時間 午前〇時から午後〇時まで	駐車時間 30 分（30 分未満は 30 分に切り上げる）につき 金 円
夜間時間 午後〇時から翌日の午前〇時まで	駐車時間 60 分（60 分未満は 60 分に切り上げる）につき 金 円

（消費税を含む）

（時間制駐車料金における駐車時間）

第 15 条 時間制駐車料金を算出するための駐車時間（この条において「駐車時間」という。）は、入庫の際に駐車券に記載した時刻から出庫の時刻までの時間とする。この場合駐車場内で の 洗車、修理、駐車位置の変更等のため車両が駐車位置を離れている時間も駐車時間とみなす。

2 駐車時間が前条の普通時間区分又は夜間時間区分にまたがる部分については、入庫時の単位駐車料金を計算する。

第 16 条 定期駐車券を発行する場合には、利用者は管理者との間においてあらかじめ定期駐車契約を締結するものとする。ただし、定期駐車券の発行数については、駐車場の利用状況に応じて決定する。

（1）定期駐車料金は、次の表の額を上限とし、当該額以下で管理者が定めるものとする。

種類	有効時間	通用期間	料金（上限額）
全日定期駐車券	午前 0 時から午後 12 時まで	1 カ月	円
昼間定期駐車券	午前 8 時から午後 8 時まで		円
夜間定期駐車券	午後 6 時から翌日午前 8 時まで		円

（消費税を含む）

（2）定期駐車券による駐車場の利用等については、定期駐車契約で定めもののほか、以下に定めるところによる。

- ① 定期駐車券は、他人に譲渡、転貸してはならない。
- ② 駐車場が満車であるときは、定期駐車券利用者に対して駐車を断ることがある。この場合、定期駐車料金の割戻しはしない。
- ③ 利用者は毎月 15 日までに翌月分の駐車料金を管理者に持参するか、その指定人に支払わなければならない。
- ④ 定期駐車による利用者がその有効時間又は通用期間を超えて駐車たし場合は、超過時間の駐車時間の算定は第 14 条の規定による。
- ⑤ 月の途中契約の場合は、その月の駐車料金は日割り計算とし、その月の分を前納する。また、月の途中解約の場合は、日割り計算した残額から所定の手数料を控除した額を返金する。ただし、第 5 条の規定に基づき営業休止をしたため、定期駐車券利用者が駐車することができない場合には、当該手数料は控除せずに返金する。
- ⑥ 定期駐車券利用者は、定期駐車契約において記載した車両の駐車目的以外に駐車場を利用してはならない。また、定期駐車券利用者が定期駐車契約において記載した車両を変更しようとする場合は、所定の変更届を事前に提出し、管理者の承認を得なければならない。
- ⑦ 定期駐車券利用者が、駐車場内で著しく秩序を乱し、管理上支障を来すおそれがある場合は、管理者は、定期駐車契約を解除することができる。

（不正利用者に対する割増金）

第 17 条 時間制利用者（定期駐車券利用者以外の利用者をいう。以下同じ。）が、所定の駐車料金を支払わないで出庫したときは所定の駐車料金のほかに、その 2 倍相当額の割増金を収受する。

2 定期駐車券利用者が、次の方法により定期駐車券を不正使用した場合は、定期駐車券を無効として回収し、かつ所定の駐車料金の他に、不正使用に係る時間制駐車料金の 2 倍相当額の割

増金を収受する。

- (1) 定期駐車契約において記載した車両以外の車両の駐車について定期駐車券を利用した場合
- (2) 券面の表示事項を塗り消し、又は改変した場合
- (3) 通用期間又は有効期間以外の時間に定期駐車券を不正に使用した場合

第4章 引取りのない車両の処置

(引取りの請求)

第18条 時間制利用者が予め管理者への届出を行うことなく第4第条に規定する期間を超えて車両を駐車している場合又は定期駐車券利用者が定期駐車契約の期間の終了、解約又は解除となった日から起算して7日を超えて車両を駐車している場合において、管理者はこれらの利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、管理者が指定する日までに当該車両を引取することを請求することができる。

2 前項の場合において、利用者が車両の引取りを拒み若しくは引取ることができないとき又は管理者の過失なくして利用者を確認することができないときは、管理者は、車両の所有者等（自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。）に対して通知又は駐車場における掲示の方法により管理者が指定する日までに車両を引取することを請求し、これを引き渡すことができる。この場合において、利用者は当該車両の引渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、管理者に対して車両の引き渡しその他の異議又は請求の申し立てをしないものとする。

3 前2項の請求を書面により行う場合は、管理者が指定する日までに引取りがなされないときは引取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができる。

4 管理者は、第1項の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、管理者の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わない。

(車両の調査)

第19条 管理者は、前条第1項の場合において、利用者又は所有者等を確認するために必要な限度において、車両（車内を含む。）を調査することができる。

(車両の移動)

第20条 管理者は、第18条第1項の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者若しくは所有者等に通知し又は駐車場において掲示して、車両を他の場所に移動することができる。

(車両の処分)

第21条 管理者は、利用者及び所有者等が車両を引取することを拒み、若しくは引取ることができず、又は管理者の過失なくして利用者及び所有者等を確認することができない場合であって、利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、催告をした日から3カ月を経過した後、利用者に通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。この場合において、車両の時価が売却に要する費用（催告後の車両の保管に要する費用を含む。）に満たないことが明らかである場合は、利用者に通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。

2 管理者は、前項の規定により処分した場合は、遅滞なくその旨を利用者に対し通知し又は駐車場において掲示する。

3 管理者は、第1項の規定により車両を処分した場合は、駐車料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用から処分によって生じる収入があればこれを控除し、不足があるときは利用者に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれを利用者に返還するものとする。

第5章 保管責任及び損害賠償

(保管責任)

第22条 管理者は、利用者に駐車券を渡したときから同券を回収するときまで（定期駐車券による利用にあっては、定期駐車券を確認して車両入庫させたときから同券を確認して出庫させたときまで）、車両の保管責任を負う。

2 管理者は、出庫の際に駐車券を回収して（定期駐車券による利用にあっては、定期駐車券を確認して）車両を出庫させた場合において、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、その車両に関する責任を負わない。

第23条 管理者は、車両保管にあたり、第25条の規定による場合及び善良な管理者としての注意を怠らなかったことを証明する場合を除き、車両の滅失又は損傷について、当該車両の時価、損害の程度を考慮してその損害を賠償する責を負う。

第24条 管理者は、駐車場に駐車する車両の積載物又は取付物に関する損害については、賠償の責を負わない。

（免責事由）

第25条 管理者は、次の事由によって生じた車両又は利用者の損害については、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、賠償の責を負わない。

- （1） 自然災害その他不可抗力による事故
- （2） 当該車両の積載物又は取付物が原因で生じた事故
- （3） 管理者の責に帰することのできない事由によって生じた衝突、接触その他駐車場内における事故
- （4） 第5条の規定による営業休止等の措置
- （5） 第13条の規定による措置

第26条 管理者は、利用者の責に帰すべき事由により損害を受けたときは、その利用者に対してその損害の賠償を請求するものとする。

第6章 雑則

（この規程に定めない事項）

第27条 この規程に定めない事項については、法令の規定に従って処理する。

特定路外駐車場設置（変更）届出書				
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第1項ただし書きに基づく、路外駐車場設置（変更）届出書に添付する書面				
移動等の円滑化のために必要な構造及び設備	路外駐車場車いす使用者用駐車施設 台			
	路外駐車場移動等円滑化経路の傾斜路の勾配の最大値			
	特殊の装置	イ 特殊の装置の有無		
		ロ 特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第112号）第4条の規定による認定の概要	認定の番号 特殊の装置の名称等	
備 考 一 路外駐車場変更届出書に添付する書面にあっては、変更しようとする事項を朱記すること。 二 「特殊の装置」イ欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。 三 「特殊の装置」ロ欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第112号）第4条の規定による認定の番号を記載すること。 四 「特殊の装置」ロの「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称（商品名）、製造者名を記載すること。				

特殊装置設置計画書

年 月 日

(宛先) 福岡市長

(駐車場管理者の氏名又は名称及び住所)

1. 駐車場の名称	
2. 駐車場の位置	
3. 特殊装置の名称等	
4. 特殊装置の認定番号	
5. 特殊装置の認定の有効期限	年 月 日
6. 特殊装置の設置予定日	年 月 日

注意) 設置予定日は、特殊装置の設置(据付等)に係る工事の着手予定日とする。
 設置予定日に変更となる場合、変更が明らかになった時点で速やかに変更計画書を提出すること。
 複数の装置が設置される場合は、装置ごとに計画書を提出すること。
 認定の条件に適合していることがわかる図面、説明資料等を添付すること。

年 月 日

(宛先) 福岡市長

(駐車場管理者の氏名又は名称及び住所)

路外駐車場管理規程変更届出書

駐車場法第 13 条の規定により、下記のとおり路外駐車場の管理規程の変更を届け出ます。

記

- 1 駐車場の名称
- 2 駐車場の位置
3. 設置届出年月日
及び番号
4. 変更事項

注) 設置届出年月日及び番号は、直近の届出内容を記入してください。

年 月 日

(宛先) 福岡市長

(駐車場管理者の氏名または名称及び住所)

路外駐車場休止届

このことについて、下記の通り休止したので駐車場法第 14 条の規定に基づき届け出ます。

記

1 駐車場の名称

2 駐車場の位置

3 休止の理由

4 休止年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

5 休止台数 全部 一部 〇〇台

6 設置届出年月日 〇〇年〇〇月〇〇日
及び番号

注 1) 一部休止の場合は、休止部分の平面図を添付してください。

注 2) 設置届出年月日及び番号は、直近の届出内容を記入してください。

年 月 日

(宛先) 福岡市長

(駐車場管理者の氏名または名称及び住所)

路外駐車場再開届

このことについて、下記の通り再開したので駐車場法第 14 条の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 駐車場の名称
- 2 駐車場の位置
- 3 再開年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
- 4 再開台数 全部 一部 〇〇台
- 5 設置届出年月日 〇〇年〇〇月〇〇日
及び番号

注 1) 一部再開の場合は、再開部分の平面図を添付してください。

注 2) 設置届出年月日及び番号は、直近の届出内容を記入してください。

年 月 日

（宛先）福岡市長

（駐車場管理者の氏名または名称及び住所）

路外駐車場廃止届

このことについて、下記の通り廃止したので駐車場法第 14 条の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 駐車場の名称
- 2 駐車場の位置
- 3 廃止の理由
- 4 廃止年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
- 5 設置届出年月日 〇〇年〇〇月〇〇日
及び番号

注）設置届出年月日及び番号は、直近の届出内容を記入してください。

年 月 日

（宛先）福岡市長

（駐車場管理者の氏名または名称及び住所）

路外駐車場検査依頼書

下記のとおり検査を依頼します。

記

- 1 駐車場の名称
- 2 駐車場の位置
- 3 工事完了年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
- 4 設置届出年月日 〇〇年〇〇月〇〇日
及び番号
- 5 添付書類
 - ・ 検査写真台帳（様式-8）
 - ・ 写真撮影位置、方向の分かる図面

注1）設置届出年月日及び番号は、直近の届出内容を記入してください。

提出日： 年 月 日

検査写真台帳

No. _____ 駐車場名 _____

所在地： _____

駐車場管理者： _____

※1 写真撮影位置、方向の分かる図面を必ず添付してください。

※2 指示された写真を撮影の上、福岡市道路下水道局管理部駐車場施設課へ提出してください。

※3 写真は台紙(自由様式、参考様式あり)に貼り付けた状態で提出してください。

撮影箇所	該当	実測値	基準値	提出写真			駐車場施設課チェック
				全体	起点目盛	終点目盛	
駐車場出入口 (料金ゲート部有効幅員)	有・無	幅員 _____ m	幅員 _____ m	_____ 枚	_____ 枚	_____ 枚	可・否
		料金看板	—	_____ 枚			可・否
車路	有・無	幅員 _____ m	幅員 _____ m	_____ 枚	_____ 枚	_____ 枚	可・否
一般車室	有・無	幅員 _____ m	幅員 _____ m	_____ 枚	_____ 枚	_____ 枚	可・否
		奥行 _____ m	奥行 _____ m	_____ 枚	_____ 枚	_____ 枚	可・否
車いす車室	有・無	幅員 _____ m	幅員 _____ m	_____ 枚	_____ 枚	_____ 枚	可・否
		奥行 _____ m	奥行 _____ m	_____ 枚	_____ 枚	_____ 枚	可・否
		サイン表示	—	_____ 枚			可・否
自動二輪用車室	有・無	幅員 _____ m	幅員 _____ m	_____ 枚	_____ 枚	_____ 枚	可・否
		奥行 _____ m	奥行 _____ m	_____ 枚	_____ 枚	_____ 枚	可・否
		サイン表示	—	_____ 枚			可・否
特殊駐車装置	有・無	待機スペース	—				
		幅員 _____ m	幅員 _____ m	_____ 枚	_____ 枚	_____ 枚	可・否
		奥行 _____ m	奥行 _____ m	_____ 枚	_____ 枚	_____ 枚	可・否
		型式銘板	—	_____ 枚			可・否

■備考欄

路外 第 号

年 月 日

(駐車場管理者の氏名または名称) 様

福岡市長 高島 宗一郎

駐車場法に基づく諸届出の受理について（通知）

駐車場法第○条に基づき提出された下記届出は受理したので通知します。

記

路外駐車場設置（変更）届出書… 1 2 条
管理規程届出書… 1 3 条
休止届、再開届、廃止届… 1 4 条

駐車場名 ()

1. 提出された届出の名称

路外 第 号

年 月 日

(駐車場管理者の氏名または名称) 様

福岡市長 高島 宗一郎

検査確認書

駐車場法第12条に基づき届出された下記駐車場について、検査の結果、駐車場法に適合していることを確認しました。

記

1. 駐車場名

2. 検査日 年 月 日

■ 6章 様式記入例

<新規の申請時>

路外駐車場設置（変更）届出書・・・・・・・・・・P 35

<変更の申請時>

路外駐車場設置（変更）届出書・・・・・・・・・・P 37

<参考>

駐車場面積計算書作成例・・・・・・・・・・P 39

駐車場配置図作成例・・・・・・・・・・P 40

<新規の申請時>

別記様式（第2条関係）

設置届出書の場合は、（変更）の部分は二本線で消す

路外駐車場設置（変更）届出書				
(宛先) 福岡市長		令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日		
		福岡市○○区○○△丁目△番地△ (株)○○パーキング 代表取締役 ○○		
駐車場法第12条の規定により、次のように届け出ます。				
1	駐車場の名称	○○パーキング		
2	駐車場の位置	福岡市○○区○○△丁目△番地△		
3	イ 駐車場の区域の面積	11664.33 平方メートル		
	ロ 駐車場の用に供する部分の面積 (A+B+C+D)	9497.98 平方メートル		
	a 建築物である部分	駐車場の用に供する部分の面積 (A)	一般公共の用に供する部分	四輪車 (注) 専用 平方メートル (駐車台数 台)
				特定自動二輪車専用 平方メートル (駐車台数 台)
				7235.28 平方メートル
				四輪車 駐車台数 480 台
				特定自動二輪車 駐車台数 10 台
				7235.28 平方メートル
				小計
				四輪車専用 125 平方メートル (駐車台数 10 台)
			特定自動二輪車専用 平方メートル (駐車台数 台)	
			平方メートル	
			四輪車及び特定自動二輪車併用 四輪車 駐車台数 台	
			特定自動二輪車 駐車台数 台	
			小計	
			125 平方メートル	
			車路等の面積 (B)	
			1120.2 平方メートル	
	b 建築物でない部分	駐車場の用に供する部分の面積 (C)	一般公共の用に供する部分	四輪車専用 230 平方メートル (駐車台数 20 台)
				特定自動二輪車専用 平方メートル (駐車台数 台)
				平方メートル
				四輪車及び特定自動二輪車併用 四輪車 駐車台数 台
				特定自動二輪車 駐車台数 台
				小計
				230 平方メートル
				それ以外の部分
				四輪車専用 375 平方メートル (駐車台数 30 台)
				特定自動二輪車専用 平方メートル (駐車台数 台)
				平方メートル
				四輪車及び特定自動二輪車併用 四輪車 駐車台数 台
				特定自動二輪車 駐車台数 台
				小計
				375 平方メートル
				車路等の面積 (D)
				412.5 平方メートル

建築物内にある駐車場
立体駐車場の屋上階も含む

月極契約等、時間貸し駐車スペース以外の面積・台数を記入

駐車場の用に供する部分の面積から、駐車スペースの面積 (A) を除いたもの

屋外にある駐車場

駐車マスを四輪車と二輪車が共に使用する場合は「併用」

合計の面積 (A + B + C + D) が、駐車場の用に供する部分の面積と一致

3	規 模	駐車場の用に供する部分の面積の合計 (A+C)	一般公共の用に供する部分	四輪車専用	230 平方メートル (駐車台数 20 台)	
				特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
				四輪車及び特定自動二輪車併用	7235.28 平方メートル	
					四輪車 駐車台数 480 台	
				特定自動二輪車 駐車台数 10 台		
				小計	7465.28 平方メートル	
				それ以外の部分	四輪車専用	500 平方メートル (駐車台数 40 台)
					特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
					四輪車及び特定自動二輪車併用	平方メートル
						四輪車 駐車台数 台
特定自動二輪車 駐車台数 台						
小計	500 平方メートル					
4 構 造	イ 建築物である部分	鉄筋コンクリート造 地下3階、地上8階建のうち地下2階と3階				
	ロ 建築物でない部分	アスファルト舗装 舗装の種類を記入				
5 設 備	イ 特殊の装置	a 特殊の装置の有無	なし			
		b 特殊の装置に係る 駐車場法施行令第15条の規定による 認定の概要	認 定 の 番 号			
	ロ それ以外の設備	特殊の装置の名称等				
		換気装置、警報装置、消火設備、照明設備、自動料金精算機				
6	6 附帯業務のための施設	なし	洗車場、ガソリンスタンド、自動車修理、売店など			
7	7 従 業 員 概 数	〇名	事務、附帯業務に従事する人数を含む			
8	8 供用開始（予定）日	令和〇〇年〇月〇日				

(注)

道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号の自動車のうち、特定自動二輪車以外のもの。

備 考

- 一 路外駐車場変更届書にあっては、変更しようとする事項を朱記すること。
- 二 3のロ欄の「駐車場の用に供する部分の面積」欄においては、駐車場の用に供する部分、車路、料金徴収施設、操車場所、乗降場その他の駐車場のための施設の総面積について記載すること。
- 三 3のロのa欄及びb欄の「駐車場の用に供する部分の面積」欄の「それ以外の部分」欄においては、月ぎめ契約等により特定の顧客の駐車場の用に供する部分等一般公共の用に供する部分以外の部分の面積を記載すること。
- 四 3のロのa欄及びb欄の「車路等の面積」欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車場の用に供する部分を除いた部分の面積を記載すること。
- 五 4のイ欄においては、建築物の階数、建築面積、構造上の種別（木造、耐火構造等の別）及び避難階段の数を記載すること。なお、大建築物の一部にある路外駐車場にあっては、その旨を記載すること。
- 六 4のロ欄においては、車路及び駐車場の用に供する部分のみについて記載すること。
- 七 5のイのa欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 八 5のイのb欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る駐車場法施行令第15条の規定による建設大臣の認定の番号を記載すること。
- 九 5のイのb欄の「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称（商品名）、製造者名を記載すること。
- 十 5のロ欄においては、特殊の装置以外の換気装置、照明装置、警報装置その他の設備の概要を記載すること。
- 十一 6欄においては、路外駐車場の業務に附帯して行う業務のための施設の概要を記載すること。

<変更の申請時>

別記様式（第2条関係）

（駐車場管理者の変更，屋外駐車場の台数の変更をした場合）

A4)

路外駐車場設置(変更)届出書						
令和○年○月○日						
(宛先) 福岡市長		変更届出書の場合は、(変更)の部分に丸				
・変更後の情報は変更箇所のみ赤字で記入 (記入方法は、設置届記載例を参照)		福岡市△△区△△□丁目□番地 ○○(株) 代表取締役 △△				
駐車場法第12条の規定により、次のように届け出ます。						
1	駐車場の名称	○○パーキング				
2	駐車場の位置	福岡市○○区○○△丁目△番地△				
3	イ 駐車場の区域の面積	11664.33 平方メートル				
	ロ 駐車場の用に供する部分の面積 (A+B+C+D)	8567.98 平方メートル				
	a 建築物である部分	駐車の用に供する部分の面積 (A)	一般公共の用に供する部分	四輪車 (注) 専用	平方メートル (駐車台数 台)	
				特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
				四輪車及び特定自動二輪車併用	7235.28 平方メートル 四輪車 駐車台数 480 台 特定自動二輪車 駐車台数 10 台	
				小計	7235.28 平方メートル	
				それ以外の部分	四輪車専用	125 平方メートル (駐車台数 10 台)
					特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
					四輪車及び特定自動二輪車併用	平方メートル 四輪車 駐車台数 台 特定自動二輪車 駐車台数 台
					小計	125 平方メートル
車路等の面積 (B)				1120.2 平方メートル		
b 建築物でない部分				駐車の用に供する部分の面積 (C)	一般公共の用に供する部分	四輪車専用
	特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)				
	四輪車及び特定自動二輪車併用	平方メートル 四輪車 駐車台数 台 特定自動二輪車 駐車台数 台				
	小計	0 平方メートル				
	それ以外の部分	四輪車専用	375 平方メートル (駐車台数 30 台)			
		特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)			
		四輪車及び特定自動二輪車併用	平方メートル 四輪車 駐車台数 台 特定自動二輪車 駐車台数 台			
		小計	375 平方メートル			
	車路等の面積 (D)		212.5 平方メートル			

3	規 模	駐車の用に供する部分の面積の合計 (A+C)		一般公共の用に 供する部分	四輪車専用	0 平方メートル (駐車台数 0 台)
					特定自動二輪 車専用	平方メートル (駐車台数 台)
					四輪車及び特 定自動二輪車 併用	7235.28 平方メートル 四輪車 駐車台数 480 台 特定自動二輪車 駐車台数 10 台
					小計	7235.28 平方メートル
				それ以外の部分	四輪車専用	500 平方メートル (駐車台数 40 台)
					特定自動二輪 車専用	平方メートル (駐車台数 台)
					四輪車及び特 定自動二輪車 併用	平方メートル 四輪車 駐車台数 台 特定自動二輪車 駐車台数 台
					小計	500 平方メートル
		4 構 造	イ 建築物である部分	鉄筋コンクリート造 地下3階，地上8階建のうち地下2階と3階		
ロ 建築物でない部分	アスファルト舗装					
5 設 備	イ 特殊の装置	a 特殊の装置の有無	なし			
		b 特殊の装置に係る 駐車場法施行令第 15条の規定による 認定の概要	認 定 の 番 号			
			特殊の装置の名称等			
	ロ それ以外の設備	換気装置，警報装置，消火設備，照明設備，自動料金精算機				
6	附帯業務のための施設	なし				
7	従 業 員 概 数	〇名				
8	供用開始（予定）日	令和〇〇年〇月〇日				
(注)						
道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号の自動車のうち、特定自動二輪車以外のもの。						

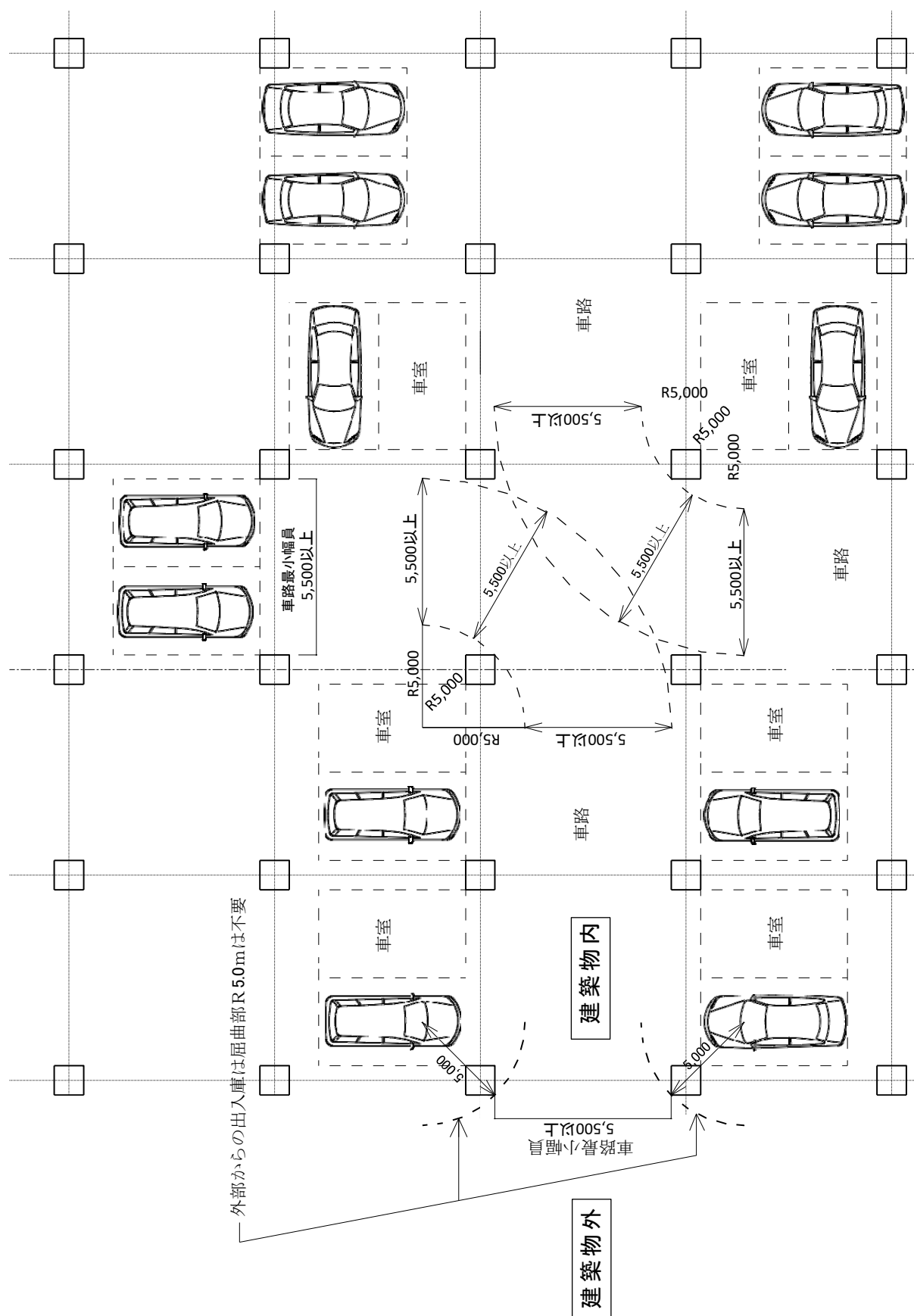
備 考

- 一 路外駐車場変更届書にあっては、変更しようとする事項を朱記すること。
- 二 3のロ欄の「駐車場の用に供する部分の面積」欄においては、駐車の用に供する部分、車路、料金徴収施設、操車場所、乗降場その他の駐車場のため必要な施設の総面積について記載すること。
- 三 3のロのa欄及びb欄の「駐車の用に供する部分の面積」欄の「それ以外の部分」欄においては、月ぎめ契約等により特定の顧客の駐車の用に供する部分等一般公共の用に供する部分以外の部分の面積を記載すること。
- 四 3のロのa欄及びb欄の「車路等の面積」欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車の用に供する部分を除いた部分の面積を記載すること。
- 五 4のイ欄においては、建築物の階数、建築面積、構造上の種別（木造、耐火構造等の別）及び避難階段の数を記載すること。なお、大建築物の一部にある路外駐車場にあっては、その旨を記載すること。
- 六 4のロ欄においては、車路及び駐車の用に供する部分のみについて記載すること。
- 七 5のイのa欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 八 5のイのb欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る駐車場法施行令第15条の規定による建設大臣の認定の番号を記載すること。
- 九 5のイのb欄の「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称（商品名）、製造者名を記載すること。
- 十 5のロ欄においては、特殊の装置以外の換気装置、照明装置、警報装置その他の設備の概要を記載すること。
- 十一 6欄においては、路外駐車場の業務に附帯して行う業務のための施設の概要を記載すること。

＜駐車場面積算定表作成例＞

a 建築物である部分		階	対象面積 (m ²)	駐車台数 (台)	計 算 式 幅 (m) 長さ (m) (台数)			面積 (m ²)	備考
a 建築物である部分	駐車場の用に供する部分の面積 (A)	一般公共の用に供する部分							
		計							
		それ以外の部分							
		合計							
b 建物でない部分	駐車場の用に供する部分の面積 (B)	車路等の面積							
		計							
		それ以外の部分							
		合計							
b 建物でない部分	駐車場の用に供する部分の面積 (C)	一般公共の用に供する部分	1,003.50	83	普通自動車 (A)	2.40 ×	5.00 ×	16 = 192.00	
		計	1,003.50	83	車いす駐車場 (B)	3.50 ×	5.00 ×	1 = 17.50	
		それ以外の部分			普通自動車 (C)	2.40 ×	5.00 ×	15 = 180.00	
		合計			普通自動車 (D)	2.50 ×	5.00 ×	14 = 175.00	
b 建物でない部分	駐車場の用に供する部分の面積 (D)	車路等の面積			軽自動車 (E)	2.50 ×	3.70 ×	3 = 27.75	
		計			普通自動車 (F)	2.50 ×	5.00 ×	3 = 37.50	
		それ以外の部分			軽自動車 (G)	2.50 ×	3.90 ×	1 = 9.75	
		合計			普通自動車 (H)	2.50 ×	5.00 ×	8 = 100.00	
b 建物でない部分	駐車場の用に供する部分の面積 (E)	一般公共の用に供する部分	1,003.50	83	普通自動車 (I)	2.40 ×	5.00 ×	4 = 48.00	
		計	1,003.50	83	普通自動車 (J)	2.40 ×	5.00 ×	18 = 216.00	
		それ以外の部分							
		合計							
b 建物でない部分	駐車場の用に供する部分の面積 (F)	車路等の面積			建築物でない部分 の面積	3,000.00 m ²	-	1,003.50 m ² = 1,996.50	
		計	1,996.50						
		それ以外の部分							
		合計							
b 建物でない部分	駐車場の用に供する部分の面積 (G)	一般公共の用に供する部分	1,996.50						
		計	1,996.50						
		それ以外の部分							
		合計							
b 建物でない部分	駐車場の用に供する部分の面積 (H)	車路等の面積							
		計							
		それ以外の部分							
		合計							
b 建物でない部分	駐車場の用に供する部分の面積 (I)	一般公共の用に供する部分	1,003.50						
		計	1,003.50						
		それ以外の部分							
		合計							
b 建物でない部分	駐車場の用に供する部分の面積 (J)	車路等の面積							
		計							
		それ以外の部分							
		合計							
b 建物でない部分	駐車場の用に供する部分の面積 (K)	一般公共の用に供する部分	1,996.50						
		計	1,996.50						
		それ以外の部分							
		合計							
b 建物でない部分	駐車場の用に供する部分の面積 (L)	車路等の面積							
		計							
		それ以外の部分							
		合計							
b 建物でない部分	駐車場の用に供する部分の面積 (M)	一般公共の用に供する部分	3,000.00						
		計	3,000.00						
		それ以外の部分							
		合計							

< 駐車場配置図作成例 >



【問い合わせ先】

福岡市 道路下水道局 管理部 駐車場施設課（相談専用）

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1

TEL 092-707-2168

FAX 092-733-5591

【窓口・電話相談受付時間】

月・火・木・金 10:00～12:00

13:00～16:00

※水曜日は現地検査のため、窓口は休止します。

ホームページ

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/doro-gesuido/tyuushajo/hp/tyuusyajyouhou.html>

福岡市役所のホームページから

[市政全般](#) > [水道・下水道・河川](#) > [自転車・駐車場](#) > [駐車場法に基づく路外駐車場の届出について](#)

福岡市 路外駐車場

検 索